

認証基準の一部改正

※この基準の改正は令和5年3月13日から適用されます



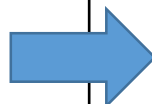
旧(改正前)

新(改正後)

マスク会食の徹底

卓上POPやポスター等の掲示物により、従業員が来店者に食事中以外はマスクを着用することなど、マスク会食の徹底を呼びかけていること。

削除



来店者の大声での会話・店内BGM

大声での会話を避けるように注意喚起を行うこと。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減すること。

削除

カラオケ設備の利用

来店者への呼びかけにより、飲食中以外、特に歌唱中におけるマスク着用の徹底を図ること。(入店時、店舗内の定期巡回等)

削除

接待の実施等

会話をする際や食事中以外は、マスクを着用するよう徹底すること。

削除

ダンスホールの利用

・発声を伴うイベントでは、対人距離(できるだけ2m(最低1m))の確保、マスクの着用、身体接触(ハイタッチ等)の禁止について、徹底を図ること。

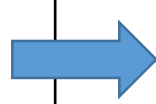
「マスクの着用」部分のみ削除

・発声を伴わないイベントでは、人と人が触れ合わない距離の確保、マスクの着用、身体接触(ハイタッチ等)の禁止について、徹底を図ること。

従業員へのマスク着用等の周知徹底

大声を出さないことや適切なマスクの正しい着用を徹底すること。

削除



※事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスク着用を求めることは許容されます。(ただし、病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情を鑑み、差別等が生じないように十分配慮してください。)